新潟県物品会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年３月28日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

新潟県規則第14号

新潟県物品会計規則の一部を改正する規則

新潟県物品会計規則（昭和39年新潟県規則第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号及び号の細目の表示に下線が引かれた号及び号の細目（以下「追加号等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号及び号の細目の表示並びに追加号等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削る。

改　　正　　後	改　　正　　前
（用語の意義） **第２条**　この規則で次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(6)　（略） (7) 係長　財務規則第２条第８号に規定する係長をいう。	（用語の意義） **第２条**　この規則で次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1)～(6)　（略）
（物品出納員の設置及び任命） **第８条**　（略） ２　次の各号に掲げる物品出納員は、それぞれの区分に従い、当該各号の者をもつて充てる。 (1) 課物品出納員　課の会計事務を担当する（兼務により担当する場合を含む。）係長の職にある者（係長が置かれていない場合にあつては会計事務を担当する副参事又は主査、警察本部会計課にあつては次長の職にある者）	（物品出納員の設置及び任命） **第８条**　（略） ２　次の各号に掲げる物品出納員は、それぞれの区分に従い、当該各号の者をもつて充てる。 (1) 課物品出納員　課の会計事務を担当する（兼務により担当する場合を含む。）係長の職にある者（係が設けられていない場合にあつては会計事務を担当する行政調査員、政策企画員、危機対策専門員若しくは企画監査員（行政調査員、政策企画員、危機対策専門員及び企画監査員の職が設けられていない場合にあつては副参事又は主査）、警察本部会計課にあつては次長の職にある者）
(2) 事務所物品出納員　ア又はイに掲げる区分に応じ、それぞれア又はイに定める者 ア　事務所（大阪事務所を除く。）　会計事務を担当する係長又は課長が置かれている場合にあつては当該係長又は課長（係長及び課長が置かれている場合にあつては、係長）の職にある者（係長が置かれていない県立学校にあつては、事務長の職にある者）、課長及び係長	(2) 事務所物品出納員　事務所の会計事務を担当する係長又は課長が置かれている場合にあつては当該係長又は課長（係長及び課長が置かれている場合にあつては、係長）の職にある者（係長が置かれていない県立学校にあつては、事務長の職にある者）、課及び係が設けられていない場合にあつては会計事務を担当する主査（主査の職が設けられていない場合にあつては主任、主査及び主任の職が設けられていない場合にあつては副参事）の職にある者又は会計管理者が指定する職員

が置かれていない場合にあつては会計事務を担当する主査（主査の職が設けられていない場合にあつては主任、主査及び主任の職が設けられていない場合にあつては副参事）の職にある者又は会計管理者が指定する職員 イ　大阪事務所　会計事務を担当する所長代理（所長代理が置かれていない場合にあつては、主査）の職にある者	
３～５　（略）	３～５　（略）
（物品取扱員の設置及び任命） **第15条の２**　（略） ２　物品取扱員は、次の区分に従い、それぞれ当該各号に掲げる者をもつて充てる。 (1) 課　課の物品管理事務を担当する（兼務により担当する場合を含む。）係長の職にある者（係長が置かれていない場合にあつては物品管理事務を担当する副参事又は主査、警察本部会計課にあつては次長の職にある者）	（物品取扱員の設置及び任命） **第15条の２**　（略） ２　物品取扱員は、次の区分に従い、それぞれ当該各号に掲げる者をもつて充てる。 (1) 課　課の物品管理事務を担当する（兼務により担当する場合を含む。）係長の職にある者（係が設けられていない場合にあつては物品管理事務を担当する行政調査員、政策企画員、危機対策専門員若しくは企画監査員（行政調査員、政策企画員、危機対策専門員及び企画監査員の職が設けられていない場合にあつては副参事又は主査）、警察本部会計課にあつては次長の職にある者）
(2) 事務所　ア又はイに掲げる区分に応じ、それぞれア又はイに定める者	(2) 事務所　事務所の物品管理事務を担当する係長又は課長が置かれている場合にあつては当該係長又は課長（係長及び課長が置かれている場合にあつては、係長）の職にある者（係長が置かれていない県立学校にあつては、事務長の職にある者）、課及び係が設けられていない場合にあつては物品管理事務を担当する主査（主査の職が設けられていない場合にあつては主任、主査及び主任の職が設けられていない場合にあつては副参事）の職にある者又は物品管理職員が指定する者
ア　事務所（大阪事務所を除く。）　物品管理事務を担当する係長又は課長が置かれている場合にあつては当該係長又は課長（係長及び課長が置かれている場合にあつては、係長）の職にある者（係長が置かれていない県立学校にあつては、事務長の職にある者）、課長及び係長が置かれていない場合にあつては物品管理事務を担当する主査（主査の職が設けられていない場合にあつては主任、主査及び主任の職が設けられていない場合にあつては副参事）の職にある者又は物品管理職員が指定する者 イ　大阪事務所　物品管理事務を担当する所長代理（所長代理が置かれていない場合にあつては、主査）の職にある者	
３　（略）	３　（略）

別表（第３条関係）

事務所	専決させる物品	専決させる者
（略）		
佐渡地域振興局	（略）	
	農林水産振興部農地庶務課、農村計画課、農地整備課及び農村整備課に係るもの	農林水産振興部農地庶務課、農村計画課、農地整備課及び農村整備課の事務を担当する副部長
	（略）	

別表（第３条関係）

事務所	専決させる物品	専決させる者
（略）		
佐渡地域振興局	（略）	
	農林水産振興部農地庶務課、農用地課、農村計画課、農地整備課及び農村整備課に係るもの	農林水産振興部農地庶務課、農用地課、農村計画課、農地整備課及び農村整備課の事務を担当する副部長
	（略）	

附　則

この規則は、平成26年４月１日から施行する。